

## 全国食品産業協議会連合会設立趣意書

### 1. 設立の目的

(1) 地方食品産業協議会（以下「食産協」という。）は、各都道府県における食品製造業等の業種横断的団体として、昭和48年度から順次設立され、現在は、神奈川県、大阪府、奈良県と熊本県を除く43都道府県に設置されている。食産協は、都道府県食品産業界の連携を図りつつ、関連情報の提供に努め、人材育成、品質・衛生管理、消費者啓発等、業界共通の課題に係る事業を実施することにより、都道府県食品産業の健全な発展と地域経済の振興に寄与してきたところである。

(2) しかしながら、近年、地方の食品産業を取り巻く状況は、高齢化や人口減少に伴う農業生産基盤の脆弱化と食品産業の生産額の減少、グローバル化に伴う輸入自由化の進展、消費者ニーズの多様化・高度化の進展、消費者の食への安全・安心意識の高まり、環境問題への対応等、厳しさを増している。また、食産協が全国的に設置されてから既に30数年経過しているが、全国的にみると食産協の認知度は必ずしも高いとはいえない状況にある。

(3) このような状況の変化に迅速に対応し、引き続き食産協が、都道府県食品産業の健全な発展に資するという使命を的確に果たしていくためには、食品産業に関する国内外の情報の収集と提供、食品産業施策の普及と円滑な実施に努めるとともに、食産協の全国的な認知度を高め、地方食品産業界からの声を国の関連施策に反映させていくことが急務となっている。

(4) このため、食産協を構成員とする「全国食品産業協議会連合会（以下「連合会」という。）」を設立し、食産協の活動強化と国等関係機関との連携強化を図ることとした次第であります。

### 2. 組織と事業の概要

#### (1) 目的

- ① 食産協間の情報交換
- ② 食品産業施策に関する情報提供
- ③ 食品産業施策に関する要請・提言
- ④ 食産協の認知度の向上

#### (2) 事業

- ① 中央省庁等との意見交換会

- ② 食産協間の連絡・調整
- ③ 食産協ニュースの配信等、食品産業関連情報の提供
- ④ 政府の意見募集への対応、政府への要請

(3) 年会費

会員の事業規模に応じた4段階制

事業規模	年会費の額
2百万円未満	2万円
2百万円以上 4百万円未満	3万円
4百万円以上 10百万円未満	5万円
10百万円以上	8万円

(4) 役員

役員は、会員の代表者の中から総会の決議により選任する。

会長 1名

副会長 8名以内

監事 2名以内

(5) 事務局

食産センター振興部が担当する。

(6) 食産センターと連合会、食産協との関係

- ① 連合会は、全国団体として食産センター会員となる。
- ② 食産センター会員である食産協（20協会）は、食産センターを退会し、連合会の会員となる。
- ③ 連合会の会員となった食産協は、食産センター会員の会員となり、食産センターの事業を利用する。
- ④ 連合会の会長は、食産センターの副会長となり、食産センターの事業運営に参画する。

平成28年7月15日

全国食品産業協議会連合会設立発起人

(一社) 北海道食品産業協議会会長	松永 政司
山形県食品産業協議会会長	鈴木 俊幸
福島県食品産業協議会会長	岸 秀年
(一社) 栃木県食品産業協会会長	増渕 正二
群馬県食品産業協議会会長	大澤 孝志
埼玉県食品工業協会会長	小山 景市
(一社) 長野県食品工業会会長	今井 用一
東京都食品産業協議会会長	菅澤 運一
(一社) 富山県食品産業協会会長	四十物 直之
(一社) 石川県食品協会会長	佃 一成
(一社) 兵庫県食品産業協会会長	武政 亮佐
(一社) 京都食品産業協会会長	山本 隆英
福岡県食品産業協議会会長	柴田 守一
宮崎県食品産業協議会会長	道本 英之